

広島県告示第七百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十二年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
	医療法人社団更生会	広島市西区草津梅が台一〇番一号	居宅介護支援事業所「こころーれ草津	広島市西区草津梅が台一〇番一号	平成二十二年七月三日
	有限会社ほっとタイム	福山市草戸町一六八二番地	居宅介護支援事業所「ほっとたいむ	福山市草戸町一六八二番地	平成二十二年六月三〇日